

カンボジアにおける優先権主張の 手続



Tilleke & Gibbins (Cambodia) Ltd

ソヴァンロータ・ソック
知的財産部 アドバイザー

Tilleke & Gibbins は、1890 年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ビエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。ソヴァンロータ・ソックはティレケ&ギビンスのプノンペン事務所のアドバイザーである。同氏は、商標や特許登録、執行、商業化など、カンボジアの知的財産に関するさまざまな業界の多国籍企業のお客様を支援している。

カンボジアでは、特許および実用新案登録の出願は、パリ条約に基づいて 12 か月以内に優先権主張を伴う出願が可能である。また、意匠および商標の出願は、パリ条約に基づいて 6 か月以内に優先権主張を伴う出願が可能である。優先権を主張するために、出願人は、先の出願に関連する情報を提出し、先の出願の認証謄本を提出する必要がある。優先権主張するために必要な手続きが完了していない場合、登録官は優先権主張が行われていないものと見なす。

1. 特許と実用新案登録(パリ条約)

パリ条約に基づいて、カンボジアにおける特許出願または実用新案登録出願において優先権を主張する場合、最も早い外国出願日から 12 か月以内に出願する必要がある。優先権主張する出願人は、願書に以下の情報を記載する必要がある。

- 先の出願の管轄区域または知的財産庁
- 先の出願の出願日
- 先の出願の出願番号
- 先の出願で指定された国際特許分類

ただし、出願人が出願時に先の出願の出願番号または国際特許分類を提出できない場合、出願日から 16 か月以内に補充する必要がある。優先権の情報は、登録官が特許を付与することを決定する前であればいつでも修正することができる。

先の出願の認証謄本も、出願日から3か月以内に提出する必要があり、対応するクメール語訳は出願日から6か月以内に提出する必要がある。

2. 意匠(パリ条約)

パリ条約に基づいて、カンボジアにおける意匠登録出願において優先権を主張する場合、最も早い外国出願日から6か月以内に出願する必要がある。優先権主張する出願人は、願書に以下の情報を記載する必要がある。

- 先の出願の管轄区域または知的財産庁
- 先の出願の出願日
- 先の出願の出願番号
- 先の出願で指定されたロカルノ分類

ただし、出願人が出願時に先の出願の出願番号やロカルノ分類を願書に記載できない場合、出願日から3か月以内に補充する必要がある。優先権の情報は、登録官が意匠登録を付与することを決定する前であれば、いつでも修正できる。

先の出願の認証謄本も、出願日から3か月以内に提出する必要があり、対応するクメール語訳は出願日から6か月以内に提出する必要がある。

3. 商標(パリ条約)

パリ条約に基づいて、カンボジアでの商標出願において優先権を主張する場合、最も早い外国出願日から6か月以内に出願する必要がある。優先権主張する出願人は、願書に以下の情報を記載する必要がある。

- 先の出願の管轄区域または知的財産庁
- 先の出願の出願日
- 先の出願の出願番号と国

先の出願の認証謄本も、出願日から3か月以内に提出する必要がある。先の出願の認証謄本が英語でない場合は、正式に署名された翻訳者の宣言とともに、英訳を添付する必要がある。

優先権主張に関する公式料金は無いが、出願人は、所定の優先期間内に出願を行い、形式要件を満たす必要がある。要件を満たしていない場合、登録官は優先権主張が行われていないものと見なす。

ソース

- ・カンボジア特許法（特実意）
- ・カンボジア特実意規則
- ・カンボジア商標法
- ・カンボジア商標規則

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)